

(2) いじめの早期発見に関わる基本施策

- (1) 各学級担任をはじめ、全教職員による日常の児童生徒観察から、児童生徒の些細な変化や、いじめの前兆ともふざけ合いとも判断のつかない言動などについても、日時・場所・当該児童生徒名・言動の様子などを記録し、児童生徒の実態把握に努めるとともに、各学年会等で情報を共有し、少しでも問題だと判断する事象については、学年主任会（初等部）・生徒補導部会（中高等部）・「学校いじめ対策委員会」に報告、検討するシステムを構築する。
- (2) 現行の保護者との連絡帳（初等部）を活用したり、児童生徒一人一人と学級担任との生活記録交換システムを新たにつくるなど、児童生徒の内面の変化に早く気づくことができるよう、実践を行う。
- (3) 養護教諭、スクールカウンセラーなどは、児童生徒の悩みなどの相談を積極的に行うとともに、いじめ、またはいじめにつながる内容については、全教職員で速やかに情報を共有するシステムを構築する。
- (4) 個人懇談会（初等部）・生徒面談や三者面談（中高等部）など現有の機会を活用して児童生徒情報の収集に努めるとともに、日常から各学級担任と児童生徒との個人懇談をできるだけ設定して、児童生徒の内面を把握するように努める。
- (5) 全校児童生徒に対して、本校作成の「いじめに関するアンケート」調査を、年に2回（7月・1月）実施して、いじめの有無そのものの実態把握を行う。

(3) 教職員の資質向上に関わる基本施策

- (1) 各学年会、授業研究会などにおいて、一人一人の教職員の日常や授業中の言動について、生徒指導面からお互いに検討する機会を持ち、何気ない教職員の言動や認識が児童生徒を傷つけたり、差別的意識を抱かせたり、いじめを助長することにつながっていないかを検証する。
- (2) 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所作成）を活用したり、外部講師を招くなどして、いじめの未然防止やいじめへの対処についての校内研修会を開催する。